

危険物新聞

第 5 5 7 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集人 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5番7号

四つ橋ビル

TEL 06(6531)9717・5910

定価 1部 60円

危険物安全週間

6月4日から全国一斉に

今年も、6月4日から10日までの一週間、全国で危険物安全週間が一斉に行なわれる。

今年の安全週間中の重点実施項目としては次の4項目が掲げられている。

- ① 危険物安全週間の趣旨の徹底
- ② 危険物関係事業所における自主保安の推進
- ③ 立入検査の集中的実施
- ④ 危険物取扱者への指導

また、(財)全国危険物安全協会では、全国危険物安全大会を6月5日、東京で、危険物施設安全推進講演会を6日、東京会場で、7日、大阪会場でそれぞれ開催する予定である。

なお、大阪府においては、6月を危険物安全推進月間と定め、本協会と共催、府下消防長会協賛のもと6月15日、大阪市中央区のKKRホテルオオサカにおいて大阪府危険物安全大会を開催する。



平成12年度 全国危険物安全週間ポスター
モデル: 古田 敦也氏 (プロ野球選手)

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(6358)9467 (代表)

株式会社技研

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎6358-9467-8

最近の法規制の動向

地下埋設タンク等及び二重殻タンクの外殻、地下埋設配管並びに移動貯蔵タンクの定期点検(漏れの点検)に係る運用上の指針について

平成12年3月31日消防危第39号
消防庁危険物規制課長

地下タンク、二重殻タンクの検知層、地下埋設配管及び移動貯蔵タンクの定期点検については、昭和62年3月31日付け消防危第23号消防庁危険物規制課長通知「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」(以下「23号通知」という。)、平成3年2月6日付け消防危第8号消防庁危険物規制課長通知「移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検の指導指針について」(以下「8号通知」という。))及び平成8年2月22日付け消防危第34号消防庁危険物規制課長通知「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」の一部改正について」(以下「34号通知」という。))により、具体的な点検方法及び点検方法に応じた判定方法等を示しているところです。

今般、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成12年自治省令第11号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成12年自治省告示第38号)により、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。))及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省令第99号。以下「告示」という。))が改正され、地下埋設タンク等及び二重殻タンクの外殻、地下埋設配管並びに移動

貯蔵タンクについては、規則第62条の4に基づく定期点検に加え、漏れの点検を行うこととされ(規則第62条の5の2から第62条の5の4まで)、また、当該点検の方法については告示で定められました(告示第71条から第71条の3まで)。

告示においては、点検の方法として、ガス加圧法、液体加圧法、微加圧法、微減圧法等が定められましたが、これと同等の方法も認められることとされています。

これら漏れの点検の方法等に係る事項について、下記のとおり運用上の指針について定め、上記一部改正省令等の施行日(平成12年10月1日)より適用することとしたので通知します。

記

1 告示で定める定期点検(漏れの点検)の方法と同等の方法

告示で定める点検方法と同等の方法の例は次のとおりである。

(1) 地下埋設タンク等及び二重殻タンクの外殻について(告示第71条第1項各号に規定する方法と同

時代をリードする
アクション&ハイテクノロジー

SUPER GYRO LADDER ACT
先端屈折はしご車 MLJS4-30
高所等での消火・救助活動をサポートする
先端のはしごが屈折する両側のなはしご車



SUPER GYRO LADDER WT
水路付はしご車 MLGS4-30W
高所等での消火活動に威力を発揮する
大容量放水の水路付はしご車



MURITA

NEW KOMBINAT SYSTEM

大型高所放水車
MQA2-22



大型化学車
MC-BC



省力化合格機種



泡原液搬送車



〒544-8585 大阪市東淀川区小塚東5丁目5番20号
Tel: 06-6756-0110 Fax: 06-6754-3461
東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 富山 松山
株式会社モリタ

等の方法)

ア タンク本体 (二重殻タンクを除く。)

(ア)直接法

(イ)危険物の量測定等による方法

①毎日の危険物の量測定及び週 1 回以上の漏えい検知管による漏えい確認を実施する方法

②月 1 回以上の危険物の量測定及び週 1 回以上の漏えい検知管による漏えい確認を実施する方法 (告示第71条第 1 項各号に規定する方法による点検により異常が認められなかった場合における当該点検実施後 3 年間、直接法(目視によるものを除く。)又は危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号。以下「政令」という。) 第13条第 1 項第 6 号に掲げる水圧試験により異常が認められなかった場合における当該点検実施後 5 年間に限る。)

イ 二重殻タンク (政令第13条第 2 項第 1 号口に掲げる措置が講じられているものに限る。) の外殻 (タンクと外殻との間げきに、当該タンクの漏れを検知するために液体が満たされているものを除く。)

月 1 回以上の漏えい検知設備の機能確認を実施する方法 (告示第71条第 2 項に規定する方法による点検により異常が認められなかった場合における当該点検実施後 3 年間に限る。)

(2) 地下埋設配管について (告示第71条の 2 各号に規定する方法と同等の方法)

ア 週一回以上の200分の 1 以上の精度を有する設備を用いた入出荷量の測定及びタンクの残量の測定による漏えいの確認を行う方法 (告示第71条の 2 各号に規定する方法による点検により異常が認められなかった場合における当該点検実施後 3 年間、政令第 9 条第 1 項第21号イに掲

げる水圧試験により異常が認められなかった場合における当該点検実施後 5 年間に限る。)

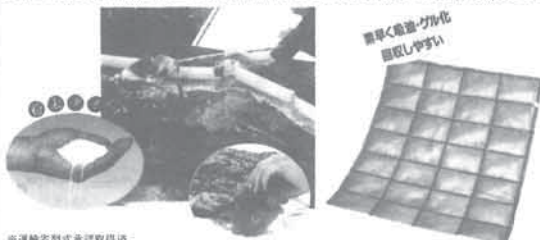
イ 週一回以上の200分の 1 以上の精度を有する設備を用いた入出荷量の測定及びタンクの残量の測定による漏えいの確認を行うとともに、半年に 1 回以上の漏えい検知管内の可燃性ガス濃度の測定及び地下水の油分測定並びに点検ビット部分の配管の肉厚測定を行う方法 (告示第71条の 2 各号に規定する方法による点検により異常が認められなかった場合における当該点検実施後 4 年間、政令第 9 条第 1 項第21号イに掲げる水圧試験により異常が認められなかった場合における当該点検実施後 6 年間に限る。)

ウ 毎日の地下埋設配管が埋設されている地表部についての目視確認及び保護管端部からの漏えいの確認並びに半年に 1 回以上の地下埋設配管地表境界部の防食塗覆装又はコーティングの劣化 (剝離、膨れ等) 状況の確認を行う方法 (保護管を敷設している地下埋設配管で、原油配管の場合 2 年に 1 回以上 (その他の配管の場合 4 年に 1 回以上) の配管内面腐食検査 (平成 9 年 8 月20日付け消防危第86号消防庁危険物規制課長通知別添の「内面腐食状況の点検要領」による場合に限る。以下同じ。) を行う場合に限る。)

エ 毎日の地下埋設配管が埋設されている地表部についての目視確認、半年に 1 回以上の地下埋設配管地表境界部の防食塗覆装又はコーティングの劣化 (剝離、膨れ等) 状況の確認及び 1 年に 1 回以上の電気防食配管の電位測定を行う方法 (電気防食を実施している地下埋設配管で、原油配管の場合 2 年に 1 回以上 (その他の配管の場合 4 年に 1 回以上) の配管内面腐食検査を行う場合に限る。)

油濁環境対策を応援します。

多様な油処理に 迅速・安全・強力に対応する αGel 粉末油ゲル化剤 1000/1650 充填シート



特 長

- 常温で油・溶剤等を強力ゲル化し処理を容易にします。
- 揮発性溶剤の揮発を抑制するため、引火誘爆を回避できます。
- 油だけを吸着・ゲル化、水に沈まず、取扱を容易にします。
- 有害物質を含まず、無害で人体・生物体系に影響を与えません。
- 粉末タイプであらゆる状態の油に手軽に対応できます。
- αGelを特殊シート状に充填ムダな油垂れがなく油膜取りに最適です。

用 途

- 危険物取扱安全対策、環境安全保全、環境汚染の防止。
- 貯蔵場所・送送パイプの亀裂から流出した燃料油・機油・廃油等。
- 工場で機油・床面飛散油等各種油の除去。
- 油水分離槽の浮上油分除去処理及び廃棄処理。
- 海・川面や地表に不測の油流出事故。

オ 毎日の地下埋設配管が埋設されている地表部についての目視確認及び半年に1回以上の地下埋設配管地表境界部の防食塗覆装又はコーティングの劣化(剝離、膨れ等)状況の確認を行う方法(原油配管の場合2年に1回以上(その他の配管の場合4年に1回以上)の配管内面腐食検査を行うとともに、15年に1回以上の部分掘削による目視及び肉厚測定検査を行っている場合に限る。)

カ 相関数漏えい探知器による方法

キ エアー測定法

(3) 移動貯蔵タンクについて(告示第71条の3各号に規定する方法と同等の方法)

ア 直接法

イ 国際海上危険物規程(IMDGコード)に基づき5年ごとに実施される圧力試験

2 定期点検(漏れの点検)の実施要領について

定期点検(漏れの点検)の実施にあたっては、次の事項に留意するほか、別添点検実施要領に掲げる点検方法については、当該実施要領にも留意すること。


- (1) 点検を実施するにあたっては、消防法その他の関係法令で定められた事項を遵守すること。
- (2) 点検の実施にあたっては、事故防止に努めること。
- (3) タンク等の材質(ステンレス製、強化プラスチック製等)により、適切な点検方法を考慮する必要があること。
- (4) 点検を実施した結果異常が認められた場合には、異常箇所を特定するとともに、その原因を明らかにし、適切な補修等を行うこと。

- (5) 規則第62条の5の2から規則第62条の5の4までの点検の実施者は、規則第62条の6において、これらの点検の方法に関する知識及び技能を有する者に限ることとされているが、例えば、財団法人全国危険物安全協会の行っている地下タンク等定期点検実施制度及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度による技術講習修了者が該当するものであること。

3 その他

- (1) 23号通知、8号通知及び34号通知(3(1)から(3)までを除く。)は、平成12年9月30日をもって廃止すること。
- (2) 「製造所等の定期点検に関する指導指針について(平成3年5月28日付け消防危険第48号消防庁危険物規制課長通知)」の改正は、追って通知すること。
- (3) 政令第13条第2項第1号に掲げる措置が講じられている二重殻タンクについては、開口が生じた場合に確実に検知することができることから、規則第62条の5の2に基づく点検を義務づけられないこととされたこと。

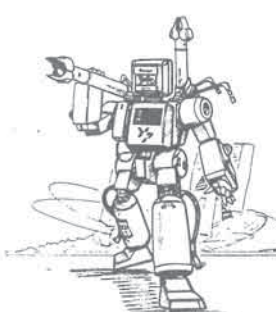
ただし、政令第13条第2項第1号口に掲げる措置が講じられている二重殻タンクについては、当該タンクと外殻との間げきに当該タンクの漏れを検知するために液体が満たされていない場合には、当該外殻の漏れの点検を行うこととされたこと。



AMATO
ROTEC
セイフティ & アメニティ

かんじる しらせる けす
感知・通報・消火
・YURU...

防火設備は、さまざまな防火機器やシステムによる安全の構築です。
総合防災イカサマ・アマトロボテックは、
「感じも知らせも消す」ことを
安全確保の1歩として、
目的に沿った防火機器の研究開発をおこな
い、ヒューマンシステムのシステムにて
完成させています。



防災による快適環境づくりの
スタートには、セイフティ & アメニティです。

アマトロボテック株式会社
 本社 〒537-0001 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)6976-0701代 東京本社 〒108-0071 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代

ビル防災設備 プラント防災設備 避難・業務設備 各種火災器

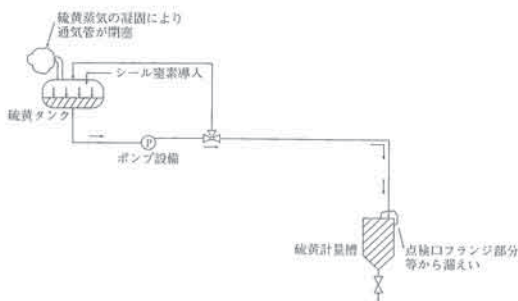
危険物施設の事故例

■ 硫黄タンク、通気管の閉塞により漏えい事故発生

千葉県内の一般取扱所において、供給タンク（屋外タンク貯蔵所）の通気管が閉塞したため溶解硫黄約6トン流出する事故が発生した。

事故の概要

路盤材試作実験プラントで使用する硫黄を供給するタンク（屋外タンク貯蔵所）の通気管出口部分が、硫黄蒸気の凝固により閉塞したため、同じタンク内にシール用に導入していた窒素により、タンク内の溶解硫黄が圧送され、配管で接続された計量槽の容量をオーバーし、点検口フランジ部分から漏えいしたもの。



溶解硫黄が漏えいしたライン図

事故の原因等

溶解硫黄を貯蔵するタンクの通気管出口末端部の保温が施されていないため、外気温の低下により、硫黄蒸気が凝固し、通気管が閉塞した。

このため、硫黄タンクにシール用として導入していた窒素ガスによりタンク内の圧力が上昇し、タンク内の溶解硫黄が材料計量槽に圧送され、計量槽上部の点検口フランジ部分等から漏えいしたもの。

問題点

(1) 消防機関への通報の遅れ

事故の発生を通報する過程において、当該プラントが別敷地にある研究部門の管理に属することから、現場の確認に時間を要し、消防機関への通報に若干の遅れを生じた。

(2) 通気管の構造等

当該プラントが試作用のプラントであり、取扱量が製造設備に比べ少ないことから、硫黄タンクの通気管の閉塞による事故を想定していなかった。

今後の対策

- (1) 硫黄タンクの通気管出口先端部の保温の強化
- (2) 通気管出口先端部の形状の改良（水平から下向きに変更し、凝固しにくくする。）
- (3) 目視による日常点検の強化
- (4) 硫黄タンクシール用窒素ラインに圧力制御弁の設置
- (5) 緊急時の通報体制の見直し（所在地の事業所の指揮下とする。）

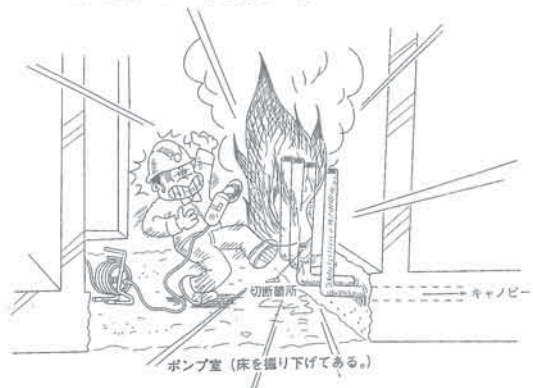
（提供 財）全国危険物安全協会

■ 廃止された給油取扱所 工事中、爆発

東京都内の廃止した営業給油取扱所の改装工事中、配管を切断中、爆発する事故が発生した。

事故の概要

廃止された営業用給油取扱所を改装する工事で、旧ポンプ室内においてポンプ室からキャノピーへ続く数本の配管を切断する作業を実施中、切断箇所から液体が流出した。そのまま切断を続けていたところ「ドーン」という音とともに一瞬炎が立ち上がった。火は給油取扱所に設置されていた消火器により、すぐ鎮圧されたが作業員一人が負傷した。



事故の原因等

原因は、ポンプ室からキャノピーへ続く立ち上がり配管に残留したガソリンがあり、配管の切断により漏

えいたガソリンのペーパーが、電気切断機の火花で引火したものである。

問題点

- (1)配管内の油抜き取りが充分でなかった。
- (2)配管内の残留ガソリンの状況を確認しないで切断工事を行った。
- (3)作業員は配管から危険物が出てきたのに気づきながら、何の確認もせず工事を続けた。

今後の対策

- (1)危険物配管の切断には、火花を発生する器具を使用しない。
- (2)廃止タンク、配管は危険物を抜き取り、気相部を生じないように水等を充填する。
- (3)作業場所の換気を充分に確保し、可燃性ガス等の滞留を防止する。
- (4)作業手順及び作業内容に応じた安全管理についての指導、教育の徹底を図る。

(提供 財団法人全国危険物安全協会)

■ 屋外タンクの配管内でウォーターハンマリング発生、ガソリンが噴出。

千葉県内の屋外タンク貯蔵所のガソリン配管でウォーターハンマリング（水撃現象）が発生し、配管を破損、ガソリン約23,600ℓが漏えいする事故となった。

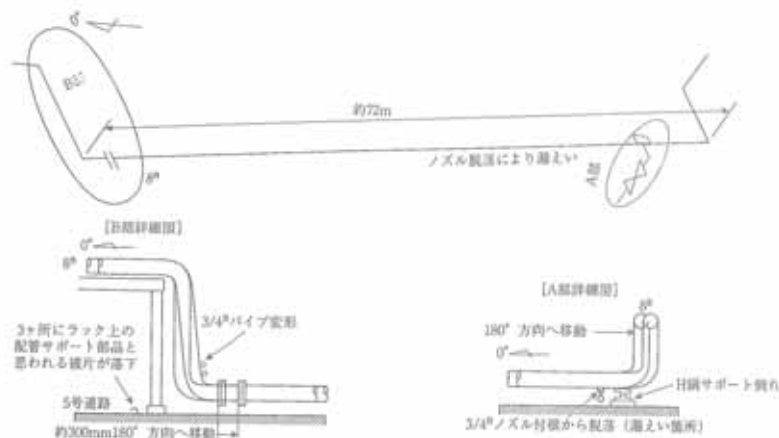
事故の概要

ローリー出荷設備付近のガソリン配管（遊休配管により使用されていないフィルターセパレーターと接続）内で発生した水撃衝撃（ウォーターハンマリング）

の衝撃により配管の立ち上がり水平部（長さ約70m）が180度方向に約300mm移動し、配管の底部に設置されたドレンノズルが直下にあった配管サポートの基礎に打ち付けられ、折損・脱落し、配管の開孔部からガソリンが漏えい（噴出）したものである。

事故の原因

漏えいがあった配管は、出荷効率向上のためライン変更され、遊休配管と接続された配管の立ち上がりの水平部が流体の流れの比較的小さい盲腸配管化したこ



漏えい発生状況図

とに加え、事故当日の気温上昇の要因から、配管内部に気泡が生じ、また、使用されていないフィルターセパレーターにブロックバルブが挿入され行き止まりであったこと等により、ポンプ起動時に水撃現象が発生し、その衝撃により配管が移動したと推定される。

今後の対策

同種事故の発生を未然に防止するため、事業所内の危険物配管について点検を実施し、同様の災害の発生

するおそれのある場所については、巡回点検等を強化するとともに、配管系統の整備により水撃現象の発生を防止する。

また、今後の工事において、地震、水撃現象等を考慮し、計画段階より配管、バルブ、フランジ、ノズル等が他の配管、機器、サポート等に接触しないように設計する必要がある。

(提供 財団法人全国危険物安全協会)

平成12年度 保安講習 6月下旬より開催

1. 保安講習の制度について

この講習は、消防法第13条の23に定められた、いわゆる法定講習である。

危険物製造所等（化学工場、油槽所、塗料販売店、ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設）で危険物の取扱いに従事している危険物取扱者（危険物保安監督者も含む）は、定められた期間内に受講しなければならない。

定められた受講期限は、原則として危険物の取扱いに従事した日から、1年以内（ただし、免状を取得した日、または前回講習会を受講した日から3年以内）となっている。（規則第58条の14）

また、受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり、免状の返納を命じられることがある。

2. 受講手続の要領について

① 予約申込書（所定の往復ハガキ：府下各消防本部予防課又は消防署予防係で配布、ただし出張所には置いてないことがあります。）に、希望する会場等を記入して、郵送のこと。

ただし、1事業所において、受講者が複数の場合は、封筒で一括して送付。その場合は、返信用角封筒（切手貼付）を同封のこと。

② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキ（申請書）で、通知。（通知は、おおよそ受講日の3週間くらい前に郵送予定）

③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信

ハガキ裏面）に受講手数料（4,700円の大阪府証紙：申請場所で発売）を貼付して、申請のこと。

申請手続きを終了すると、受講券及びテキストを交付。

④ 申請受付後は、いかなる理由があっても手数料及び提出書類は一切返却できない。

3. 受講について

① 講習当日、本人が受講券・テキスト及び免状を持参し、所定の講習を受講のこと。

② 受講終了者には、免状に受講済印を押印し交付。

③ 講習時間は3時間。（開講時間は、講習会場により若干異なる）

4. 問合せ先

〒550-0013 大阪市西区新町1-5-7(四ツ橋ビル)
財大阪府危険物安全協会 TEL06-6531-9717

受講手続きの流れ

① 所定の往復ハガキで受講日（第1～4希望日まで）を記入の上、郵送する。




② 申込手続きの日時・場所の通知及び受講日の決定通知の返信ハガキが返送される。



③ 返信ハガキを持って通知のあった日時・場所で、受講申請の手続きをする。（手数料の証紙4,700円は申請会場で販売します。）
手続終了の際、受講票とテキストを渡します。



④ 講習日に受講票・テキスト・免状・筆記用具を持って受講する。講習終了後、免状に受講済の大阪府知事証印を押印します。



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社 〒570-1132 大阪府吹田市相模田3-5 TEL. (073) 656-1381
東京本社 〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03) 3434-4841

原点はロスフリーベンションです。



ハツタはあらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします。

頑固な夢がある。
そこに。

◇平成12年度 保安講習日程表 (12年6月～13年2月) ◇

◇一般の部			
回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
1	6月26日(月)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
5	7月4日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
6	7月6日(木)午前	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
8	7月10日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
10	7月12日(水)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
11	7月13日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
12	7月14日(金)午後	泉大津市民会館	南海・本線・泉大津駅
15	7月25日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
16	7月26日(水)午後	大阪府商工会館	〃
17	7月27日(木)午後	泉佐野市消防本部	南海・JR・りんくうタウン駅
18	7月28日(金)午後	貝塚市民福祉センター	南海・本線・貝塚駅
21	9月8日(金)午前	豊中市消防本部	阪急・宝塚線・豊中駅
22	9月8日(金)午後	豊中市消防本部	〃
23	9月14日(木)午前	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
25	9月18日(月)午後	和泉市コミュニティーセンター	JR・阪和線・和泉府中駅
30	10月5日(木)午後	守口門真商工会議所	京阪・門真市駅
41	10月23日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
42	10月25日(水)午後	八尾市消防本部	八尾市高美町5-7
43	10月26日(木)午前	北河内府民センター	京阪・枚方市駅
44	10月26日(木)午後	北河内府民センター	〃
46	10月30日(月)午前	高槻市消防本部	JR・阪急・高槻駅
47	10月30日(月)午後	高槻市消防本部	〃
48	10月31日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
49	11月9日(木)午後	柏羽藤消防本部	藤井寺市青山3-613-8
50	11月27日(月)午後	大東市消防本部	JR・片町線・住ノ道駅
51	11月28日(火)午後	富田林市民会館	近鉄・南大阪線・喜志駅
52	11月29日(水)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
53	11月30日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
54	12月4日(月)午後	大阪府商工会館	〃
55	2月8日(木)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅
56	2月9日(金)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
57	2月14日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅

◇一般の部			
回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
58	2月15日(木)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅
59	2月16日(金)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
60	2月19日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅

◇化学工場関係の部

回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
2	6月27日(火)午前	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
13	7月18日(火)午後	大阪府商工会館	〃

◇大阪北港コンビナート関係の部

回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
34	10月12日(木)午後	住友金属(株)	JR・桜島線・安治川口駅
39	10月18日(水)午後	住友金属(株)	〃

◇給油取扱所関係の部

回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
3	6月27日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
7	7月6日(木)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
9	7月11日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
14	7月19日(水)午後	大阪府商工会館	〃
19	7月31日(月)午後	*岸和田競輪場	南海・本線・春木駅
24	9月14日(木)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
38	10月17日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅

◇タンクローリー関係の部

回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
20	9月2日(土)午前	大阪府トラック総合会館	JR・環状線・京橋駅
28	9月30日(土)午後	大阪府トラック総合会館	〃
33	10月11日(水)夜	*臨海センタービル	堺市石津西町7
37	10月16日(月)夜	*臨海センタービル	〃

注1. 保安講習の講義時間は3時間です。

(開講時間は、講習会場によって若干異なります)

注2. 会場欄中*印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料)